

税務署受付印

公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書

※整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法人名	
	納税地	〒 - 電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名	㊟
	代表者住所	〒 -
	事業種目	業

自平成 年 月 日 事業年度から 至平成 年 月 日 変更したいので届け出ます。

棚卸資産の評価方法
 減価償却資産の償却方法
 有価証券の単当たり帳簿価額の算出方法
 外貨建資産等の期末換算方法

記

事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分	棚卸資産の区分 銘柄・有価証券の種類 外国通貨の種類	現によっている 評価方法等	左の評価方法等を 採用した年月日	採用しようとする 新たな評価方法等	備考
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		
			・		

その他の参考事項	1 新たに収益事業を開始した日又は普通法人等に該当することとなった日	平成 年 月 日
	2 その他	

税理士署名押印

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-------	---------

(規格A4)

公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書

- 1 この届出書は、公益法人等又は人格のない社団等が特定の要件に該当する場合において、その該当することとなった事業年度において既に選定している棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は外貨建資産等の期末換算方法（以下「各評価方法等」といいます。）を変更しようとする場合に、各評価方法等の変更承認申請書に代えて使用してください。（法人税法施行令第30条・第52条・第119条の6・第122条の6・第188条）

(注) 1 特定の要件に該当する場合とは、公益法人等又は人格のない社団等が収益事業の廃止等の事情により法人税の納税義務を有しなくなった後に、次に掲げる事情により再び法人税の納税義務が生じたことをいいます。

- ① 公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始したこと
- ② 公益法人等（収益事業を行っていないものに限り。）が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと

2 特定の要件に該当する場合以外において、既に選定している各評価方法等を変更しようとする場合には、新たに各評価方法等を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、各評価方法等の変更承認申請書を提出する必要があります。

3 既に選定している各評価方法等には、各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされているものを含みます。

4 棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。

5 減価償却資産について変更しようとする償却方法が定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法であるときは、「特別な償却方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。

6 減価償却資産の償却方法において鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道について、生産高比例法から他の償却方法に変更しようとする場合には、この届出書のほかに「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書」を提出しなければなりません。

7 外国法人については、法人税法施行令第188条の規定によって提出してください。

- 2 この届出書は、収益事業を開始した日又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

なお、この届出書の提出をもって各評価方法等の変更の承認があったものとみなされます。

- 3 この届出書は、各評価方法等の変更を行う場合に使用することになっていますので、標題中のいずれか該当する評価方法等の口にレ印を付してください。

なお、一枚の届出書により、複数の評価方法等についてこの届出を行うこともできます。この場合には、それぞれ該当する評価方法等の口にレ印を付してください。

- 4 各評価方法等の選定は次の点に注意してください。

- (1) 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。

- (2) 減価償却資産の償却方法

減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることになっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記入してください。

なお、事業所別に償却方法等を選定しているものにつき、その償却方法等の変更を届け出るときには、事業所別に別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。

- (3) 外貨建資産等の期末換算の方法

外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。

なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの届出書を作成して提出してください。

(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。

- 1 短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務）
- 2 長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務）
- 3 満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとし

て、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券)

4 償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記3の有価証券を除きます。））

5 短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金）

6 長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金）

5 各欄は、次により記載します。

(1) 共通して記載する欄

イ 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

ロ 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している評価方法等（各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。）を記載してください。

ハ 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の各評価方法等を採用した事業年度の開始の日を記載してください。

ニ 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする各評価方法等を記載してください。

ホ 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(2) (1)以外の欄は、各評価方法等ごとに次により記載します。

イ 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、棚卸資産については、法人の行っている事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の別を記載してください。

(ロ) 「棚卸資産の区分 銘柄・有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成工事を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分を記載します。

したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。

(注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

ロ 減価償却資産の償却方法

(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記入してください。

なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。

この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号等を（ ）内に記載してください。

A 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品）ごと。

(注) 平成10年4月1日以後に取得した建物の償却方法は、定額法に限定されています。

B 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

C 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。

D 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。

E 坑道及び鉱業権（試掘権を除く。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

F 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

(ロ) 「棚卸資産の区分 銘柄・有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、記載する事項はありません。

ハ 外貨建資産等の期末換算の方法

(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記4(3)(注)の区分を記載してください。

(ロ) 「棚卸資産の区分 銘柄・有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。

(3) 「※」欄は、記載しないでください。